

船舶事故調査報告書

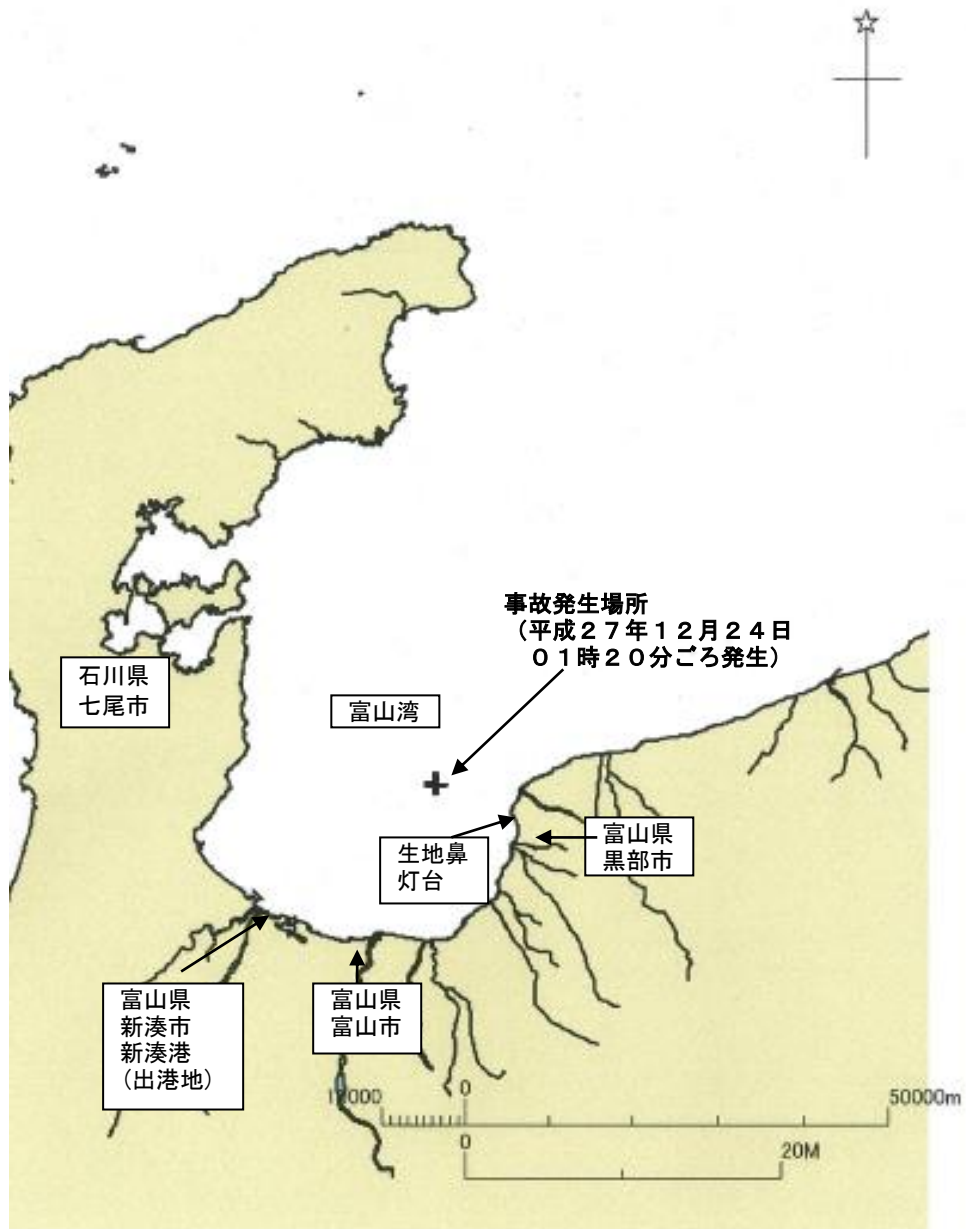
平成28年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成27年12月24日 01時20分ごろ
発生場所	富山県射水市新湊港北東方沖 生地鼻灯台から真方位290° 4.8海里（M）付近 （概位 北緯36° 55.5′ 東経137° 19.0′）
事故の概要	漁船久栄丸は、操業中、船長が幹繩のコイルに巻き込まれて負傷し、後日死亡した。
事故調査の経過	平成28年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 久栄丸、14.54トン TY2-1495（漁船登録番号）、個人所有 14.99m（Lr）×3.44m×1.26m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和49年3月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成27年6月8日 （平成32年10月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員4人が乗り組み、平成27年12月24日00時40分ごろ、約1週間前にかに籠を投入した水深が約1,000mの新湊港北東方沖の漁場に到着した。 本船は、いつものとおり、かに籠の幹繩をウインチで巻き揚げながら、かに籠の揚収を始めた。 揚収時の配置及び作業内容は、甲板員2人が船首付近で幹繩からかに籠を外す作業を、その船尾側で甲板員の1人（以下「甲板員A」という。）が獲れたかにの選別を、他の甲板員1人（以下「甲板員B」

	<p>という。)が操舵室右舷前方で引き揚げたかに籠に新たに餌を付ける作業をそれぞれ行い、船長が操舵室付近の左舷側通路でウインチの操作及び幹繩に新たに餌を入れたかに籠を取り付け、幹繩をコイルダウン(ロープを円形に積み重ねること)する作業であった。</p> <p>甲板員Bは、操舵室後方にある機関室囲壁の左舷側に設置されたウインチのドラムで幹繩を約2,000m巻き揚げた01時20分ごろ、船長の異常に気付き、すぐに左舷中央付近のブルワークに取り付けられていたウインチの遠隔スイッチを切り、ウインチを止めた。</p> <p>甲板員Aは、幹繩が船長の左腕に絡まっているのを認めた。</p> <p>本船は、すぐに船上のかに籠を海中に投入し、甲板員Aが操船して新湊港に向かいながら携帯電話で救急車を手配し、02時50分ごろ入港して船長を救急車に引き継いだ。</p> <p>船長は、病院に搬送され、手当を受けたものの、25日02時04分ごろ死亡した。</p> <p>船長の死因は、多発外傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 乗組員配置概略図、写真1 本船、写真2 前部甲板、写真3 左舷通路、写真4 左舷機関室横通路、写真5 左舷ウインチ及びワインダー 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>幹繩は、直径が約17~20mm、長さが約4,000mであり、直径約1.2mのかに籠が約100個取り付けられていた。</p> <p>幹繩は、左舷船首部に取り付けられた前ローラを介して前部甲板の左舷側を通り、ウインチのドラムで巻き揚げられた後、左舷側上方を移動できるワインダー経由で甲板上にコイルダウンされ、揚収されるようになっていた。</p> <p>甲板員Aは、幹繩をウインチのドラムに巻いて揚収していた際、幹繩がドラムで逆巻きとなり、コイルダウンした幹繩が逆方向となるワインダーのローラの方に引かれ、幹繩のコイルが絞られて船長の左腕に絡まったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員全員は、本事故時、それぞれの作業を行っていたので、船長の左腕にコイルが絡まる場所を見ていなかった。</p> <p>船長は、帽子、カッパの上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、かに籠繩漁に約40年間従事し、操業には習熟しており、機会あるごとに乗組員に対し、ドラムに気を付けること、ロープの下をくぐらないこと、ロープの内側を通らないことなどの注意を口頭で行い、安全な作業を心掛けていた。</p> <p>甲板員Aは、約36年前から本船に乗っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>船長の死因は、多発外傷であった。</p> <p>本船は、新湊港北東方沖において、かに籠の揚収作業の操作中、船長が、幹縄を甲板上にコイルダウンしながら幹縄にかに籠を取り付けていた際、幹縄が逆方向に引かれ、幹縄のコイルが絞られて左腕に絡まり、負傷して死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、幹縄のコイルが左腕に絡まったものと考えられるが、他の乗組員が船長の左腕にコイルが絡まる場所を見ておらず、また、本人が死亡したことから、船長の左腕に幹縄のコイルが絡まった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、新湊港北東方沖において、かに籠の揚収作業の操作中、船長が、幹縄を甲板上にコイルダウンしながら幹縄にかに籠を取り付けていた際、幹縄が逆方向に引かれ、幹縄のコイルが絞られて左腕に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 乗組員配置概略図

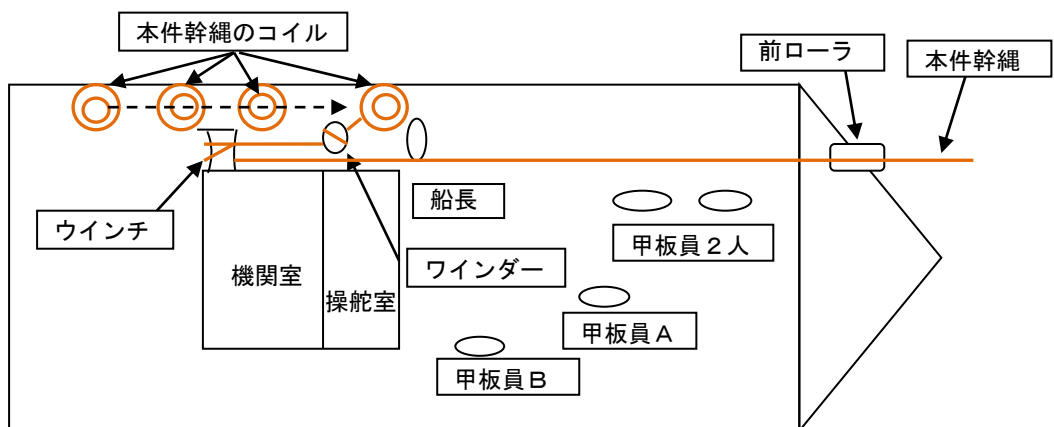


写真1 本船



写真2 前部甲板



写真3 左舷通路



写真4 左舷機関室横通路

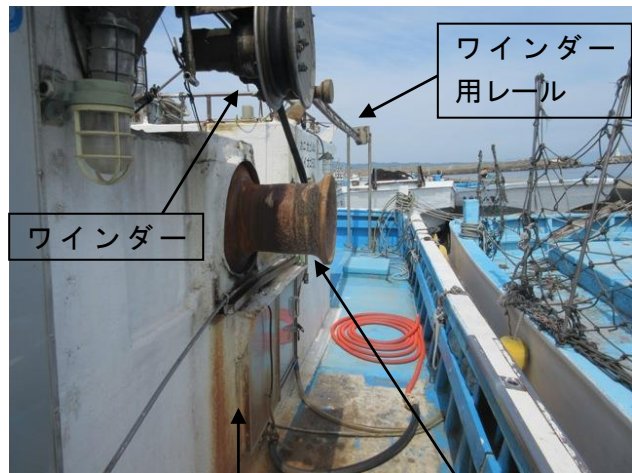
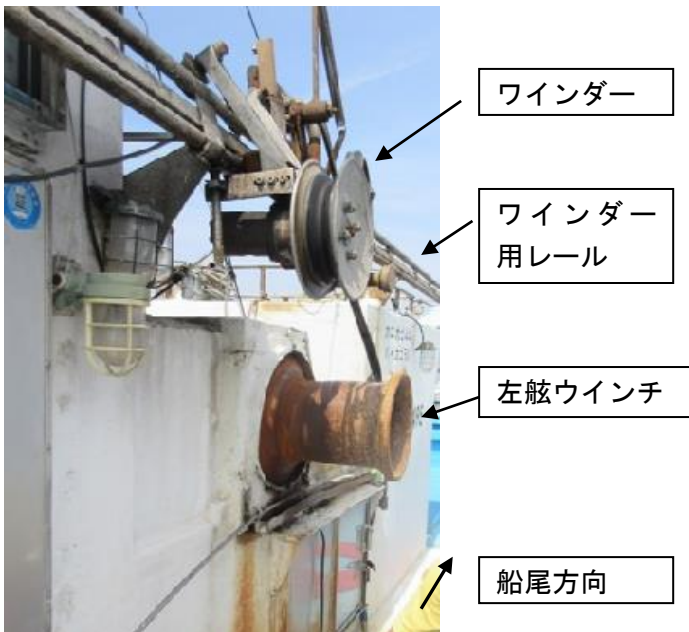


写真5 左舷ウインチ及びウィンダー



左舷機関室
囲壁